

令和 8 年 第 2 回湯沢町教育委員会定例会会議録

- 1 日時場所 令和 8 年 2 月 2 5 日 (火) 午前 9 時 3 0 分より
湯沢学園 2 階 会議室

2 出席者

委 員：種村公夫教育長、上村麻美委員、高橋延次委員、新井恵委員、南雲裕司委員

説明員：南雲子育て教育部長、南雲認定こども園長、平賀子育て支援課長、角谷教育課長、
田中管理指導主事

3 開 会

午前 9 時 3 0 分

4 議事録署名委員、日程の承認

令和 8 年第 2 回教育委員会の議事録署名委員を種村教育長、高橋委員とする。

議案 7 件、協議事項 1 件、報告連絡事項とする。日程及び議事順序を承認。

5 議案審査

議案第 1 号 湯沢町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
(教育長) 議案第 1 号湯沢町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について、提案をお願いします。

(管理指導主事) 文部科学省から県を通して通知が来ました。各教育委員会が教員の働き方の実態を確実に把握して、教員の業務量を管理することにより、教員の健康保持を行うようにせよ、というものです。現状について述べると、令和 6 年度、管内の月 45 時間以上の残業、時間外勤務行った先生の割合は、小学校 43.1%、中学校は 44.7%でした。80 時間を上回った先生の割合は中学校で 24.5%でした。例年、12 月、1 月、2 月、3 月は、先生方の 45 時間以上の時間外勤務の割合が少ないことから、4 月から 11 月の時間外勤務の状況を指標にすることにしました。昨年度令和 6 年度の小学校では、4 月、5 月、6 月の時間外勤務、60%以上の先生方の割合が 45 時間以上でした。4 月、9 月、10 月も 50%以上でした。中学校では 8 月を除いて、ほぼ 60%以上でした。今年度令和 7 年度の状況は、小学校では今大幅に改善されました。最近、1 月の報告がありましたが、小学校の時間外勤務 45 時間以上の先生方はいませんでした。一方、中学

校を見ると、時間外勤務 45 時間以上の割合が、毎月ほぼ 70%以上になっています。12 月以降は減っていますが、中学校は、昨年度よりも毎月 10%前後悪化しているという現状があります。この要因として、小学校の問題行動が大幅に減少したことがあげられます。問題行動が起こると、当該児童生徒への指導をしたり、家庭へ連絡を取ったり、対策会議を開いたりするため、それらに膨大な時間が取られます。先日、小学校の教頭に聞くと、今年度はそのような案件が激減したおかげで、先生方が疲弊しなくなったとおっしゃっていました。一方、中学校については、生徒指導上の問題が散見し、先生方は、部活が終わってから家庭訪問をしたり、電話連絡をしたり、対策会議を行ったりしていて、時間外の勤務が増えてしまう現状があります。小中の両教頭から聞き取る中で、生徒指導事案が減れば、先生方は通常業務で頑張れることが実感できました。課題及び対策についてはかなり絞りました。生徒指導事案を減少させ、時間外勤務の時間を減らすことに重点をおきました。目標として、1 か月の時間外在校時間 45 時間以下の先生方の割合が 40%を超えない月を最終的に 100%にすることと考えました。建前上、45 時間以下の割合がゼロ%にしたいところではありますが、中学校の平日の部活動の地域展開が完全ではないことから、達成困難な目標を設定しても意味がないと考え、現実的なところで 40%ということにしました。令和 8 年度以降、段階的に 100%に近づけていくと、小学校は今年度でも 90%を超えていますので、今のペースでいけば早いうちにクリアできる可能性が高いと思います。教育委員会としては、現状、中学校を中心に、てこ入れしていかなければならないと思っています。もう一つの目標はストレスチェックの指標です。とにかく高ストレスの先生方が 10%以内になるように目標を掲げました。現在も管内の先生方の数値は 10%前後ではありますが、1 人～2 人増減するだけで大幅に数値が変わります。部活動の後とかに、残った先生方同士でちょっと話し合ったり、話を聞いてもらったりすることによって、メンタルバランスが整えられたりします。そのこと自体が先生方のストレス解消にもなっています。職場でストレスを解消して、家にストレスを持ち込まないようにすることも大切と考えます。しかしながら、時間外勤務時間の減少とは、方向性が逆になってしまうという問題点が残ります。具体的な対策について述べると、特に生徒指導事案の予防ということに最重点を置いてみました。現在、町で行っていることを継続し、強化するというスタンスです。現在、町では、かなり実行していると思っていますので、これ以上行ってしまうと、先生方への負担が増加してしまう可能性もあるので、我々教育委員会がサポートをしっかりと行うことにしました。不登校児童生徒の対策、あるいは問題行動への予防も含めて、教育委員会職員による定期的な授業等の見守り活

動を実施して落ち着いた雰囲気で児童生徒が授業に向かうことができるようにすることを掲げました。現在、教育長が定期的に学校訪問を行っています。教育長は各クラスに働きかけたり、発言や姿勢の良いクラスには賞状をやったり、授業態度の良い児童生徒にシールをあげたり、そのような地道なことではありますが、この3年間で学園全体での授業への集中度が高まっています。やはり見守りを継続することは大切だと感じています。とにかく学級が落ち着くと学力も上がり、問題行動も減っていくことが、相関しているのではないかと個人的には考えています。次の対策ですが、定期的に子どもサポート会議を行っています。ほぼ2か月に1度の割合で子育て支援課職員を中心に、学校側と、教育課職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが参加し、気になる児童生徒についての情報交換をしています。その中で学校ができないことを子育て支援課がやったり、あるいはスクールソーシャルワーカーが面談したり、家庭訪問とか、そういう形でサポートに入っています。また、小学校の相談員が欠員になっていますが、その採用について全力を挙げて現在行っているところです。次は、学校の要請に応じてケース会議を随時行うことです。ケース会議については、さきほどの子どもサポート会議の参加者の他に、外部の医師、児童相談所の職員、場合によっては警察の方、健康増進課の保健師とかを交えながら、外部機関と連携しながら、それぞれの機関ができることをお願いしています。医師からのアドバイスは、非常に貴重です。また、NPO法人c o c o i r oさんが非常に頑張っておりますので、そこのスタッフと連携しながら、家庭内の支援が必要なケースには入ってもらっています。また、まるまる一むにつきましては、学校以外の居場所ということで、学童の職員から手伝っていただきながら、引き続きお願いしていきます。これらが生徒指導事案の予防、起きた時の支援となり、学校と当事者をしっかりサポートすることによって、先生方の負担軽減となります。町としては、これらの対策を実行して、学校を全面的にサポートしていきます。なお、3月から学校の電話について、留守電機能が付きます。この他にもいろいろな具体策を掲げてありますが、これらによって、先生方の業務量の軽減と健康保持を図り、先生方から元気よく学校に来てもらうという計画であります。以上となります。

(教育長) ありがとうございます。教員はブラックといったイメージがありましたが、その結果、教員を志望する人が非常に減ってきて倍率が下がっているといったことがあります。資質向上のためにも先生方が安心して勤められる職場を実現していくことが必須の課題であるというようなことであります。これは、昨年の6月に国の給特法が改正になり、これまで学校に指導をすることによって負担軽減を図ってきたのです

が、その計画立案を市町村教育委員会も作成せよということで、この春から実施していくものです。これにつきまして、教育委員の皆様方からご審議いただき了承していただいた上で、この計画を4月から施行したいということです。なお、内容につきましては1週間ほど前に学校との会議の中で既に提案を行い、学校から意見をいただきました承いただいています。主な点としては、業務の3分類というところです。教員がしなければいけないもの、そして教員でなくてもできるもの、教員以外がすべきものというようなことで業務を見直し、それに適切な対応ができるように移管しているところであります。管理指導主事からありましたように、何よりも子供たちが落ち着いて学校生活に臨めること、これが大事なのだということで、町としても最大の支援をしていければと願っているところです。計画の内容について、今概要を説明いただきましたが、ご質問、ご意見をいただいた上で、ご承認いただければと願っているところです。それでは、ご質問、ご意見のある方、挙手をお願いします。

(委員) 内容をもう少しお伺いしたいのですが、例えば1ページのパーセントが書いてあるところですが、これは例えば県内平均とか全国平均とかと比べると、多いのか少ないのかというような資料はあるのですか。

(管理指導主事) 今即答できない状況です。申し訳ございません。

(委員) 参考にといったところではいかがですか。

(管理指導主事) 中学校は多いのかなという感じはします。1か月の時間外勤務が80時間の先生もいるということでもあります。

(委員) 分かりました。あと、もう一点。先生方の労働時間というのは、実際タイムカードとかICチップとかあるのですか。

(管理指導主事) 現状は、先生方が、朝パソコンに打刻をし、帰る際に打刻をしています。自分で入力するシステムとなっています。係長が言っていましたが、校務支援システムというのがあって、校務を円滑に、効率的に進めるというシステムが先生方のパソコンに入っています。それを使って、勤怠管理ができるようになるソフトが県からこの間送られてきたようです。

(委員) 分かりました。その計算も多分先生方がやれば、大変かなと思いました。そのようなソフトがあれば一番よいのではと思っただけです。

(管理指導主事) 確かに委員の言うとおりで、何々先生が何時間残ったというデータについては、それぞれの先生方が手入力したものを紙に打ち出して、各先生方のデータを教頭が手入力して計算している現状です。実際、県から送られてきたソフトを使うと、自動計算してくれる機能がサポートされているようで、教頭が楽になるらしいです。

(委員) 例えば目標を決めて、それを超えそうだったら何か形になるような。自分たちも少し今月は多いから気をつけようかと思うようなものがあれば良いのではないかと思います。

(管理指導主事) この目標設定も実は教頭が難儀にならないように設定しました。手作業で教頭が計算している現状を踏まえると、さらなる指標をつくると、一番忙しい教頭を苦しめてしまいます。

(委員) そうですね。負担がかかるので、そのような県とかの推奨ソフトがあれば、活用するのも一つの手かなと思います。

(管理指導主事) この間、係長が学校の方に流していましたけれども。

(委員) 分かりました。ありがとうございます。

(教育長) ありがとうございます。中学校は今大きな改革の波の中にありまして、部活動の地域移行というのが進んでいます。今年までが移行期間で、来年から土日の部活は基本的になくなるということ、そして来年以降、6 か年かけて平日の部活も地域移行へという動きを模索しています。そんな意味で中学校の業務量削減については、今まだ過渡期にあるということもご承知おきいただければと思います。あと、3 ページの目標の数値ですが、前に見せてもらったときに、気がつかなかったのですが、令和 7 年、8 年、9 年が小学校は同じ数字ですが、10 年がいきなり 100 になっています。これは、中学校のように少しずつ改善していき 100 を目指すというように考えると、8 年は 93、4% ぐらいで、9 年が 97、8% ぐらいにして、最後 100 になっていくほうがいいかなと思うのですが。何かあまり変化がなく、いきなり 10 年から 100 になるというのはちょっと苦しいと思いますが、いかがでしょう。

(管理指導主事) 小学校は、今年結構いい感じで来たものですから、このペースでしばらくいってから、最後の方で、目標値を上げるように考えてみました。

(教育長) 8 と 9 は、プラス 2、3 % ぐらい上げたほうが努力目標としてもさらに改善していこうといった意欲が見えていいかなと思ったので、もし可能であればこの数字を少し直してもらって良いかと思います。

(管理指導主事) おっしゃる通り、もう少し段階的な数値目標にしてみたいと思います。

(教育長) 10 年、いきなり 100 というのはちょっと苦しいかなと思いましたので。

(管理指導主事) 今年度小学校で、良い数値がぽんと出てきてしまったものだから、このような目標設定としました。去年はもっと悪い数値であったものですから。

(教育長) ほか、ご意見いかがでしょうか。

(な し)

(教育長) では、やりながらまた見直し改善も図るということも当然あるかと思いで、スタート時点での計画はこのような形で始めてみたいということでご了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

(教育長) ありがとうございます。では、皆様からもご確認いただいたということで、この計画について4月からスタートするということをお認めいただきまして、ありがとうございます。

議案第2号 令和7年度準要保護児童生徒の就学援助の承認について【非公開】

挙手全員で議案第2号は承認

議案第3号 湯沢町認定こども園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(教育長) それでは、議案第3号湯沢町認定こども園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、事務局提案をお願いします。

(子育て支援課長) 子育て支援課の平賀です。よろしくお願いします。議案第3号として、湯沢町認定こども園設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてということをお願いしたいと思います。この改正は、令和7年10月にシステムの標準化がありまして、通知の名称が「入園承諾通知書」から「入園内定通知書」に変更になりました。それによって、湯沢町認定こども園設置条例施行規則の文言を変えるといったものです。以上です。

(教育長) 文言の修正ということですね。

(子育て支援課長) はい、そうです。

(教育長) それでは、ただいまの提案は、条例の中身というよりも、通知書等の名称が変更になったことに伴う修正になるということでよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

(教育長) では、念のため、ご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(教育長) ありがとうございます。では、議案第3号については承認いただきました。

議案第4号 湯沢町病児・病後児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱の制定について

(教育長) 議案第4号湯沢町病児・病後児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱の一部

を改正する要綱の制定について、提案をお願いします。

(子育て支援課長) 議案第4号です。これは、昨年10月に健康増進課で町立湯沢病院の管理を指定管理業務の一部としてお願いしていたところ、令和8年度から子育て支援課が直接契約により、支払いまで行うとったことで、4月から要綱を改正する議案を検討いただきました。加えて、少し表現が曖昧なところが第16条の利用料にありましたので、そこについて、「前年度分町民税非課税世帯」と表記していたものを「町民税非課税世帯」に改めるといった改正になります。よろしくお願いします。

(教育長) ありがとうございます。これは表記が変わったことによって、何か意味が変わるのでしょうか。

(子育て支援課長) 判断がしやすくなります。

(教育長) 内容が変わるわけではなく表現を変更する改正だそうです。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

(教育長) では、承認いただける方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(教育長) ありがとうございます。議案第4号、承認されました。

議案第5号 湯沢町妊産婦等の遠方医療機関への交通費助成事業実施要綱の制定について

(教育長) 続きまして、議案第5号湯沢町妊産婦等の遠方医療機関への交通費助成事業実施要綱の制定について、事務局提案をお願いします。

(子育て支援課長) お願いします。湯沢町では、妊産婦等の遠方医療機関への交通費を助成する事業があります。現在令和7年から、妊婦健診の交通費助成を対象にしていたが、令和8年4月からは、妊婦健康診査に加えて、産婦健康診査、産後ケア、そして不妊治療の項目について、遠方の場合に限り交通費の一部を助成するといった制度に変更するため、それによって新たに要綱を制定したいと思います。ちなみに、遠方の医療機関ということで、住所または里帰りの居住地から医療機関まで普通乗用車を使用して、概ね60分以上移動する医療機関は、概ね30キロ以上というように読み替えることができるということになります。不妊治療に関しては、結構遠方に通われる方もいらっしゃるため、移動距離は100キロメートルを条件とするというような形になっています。以上です。

(教育長) ありがとうございます。これは新規の設置ですか。

(子育て支援課長) 妊婦健診以外は、新規の設置になります。

(教育長) より支援の幅が広がるという意味での要綱の提案となっています。ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

(発言する者なし)

(教育長) 私から1つよろしいですか。100キロというと、我が家から100キロだと新潟近くまで行きますが、湯沢から100キロというと、どの辺まででしょうか。

(子育て支援課長) 長岡や高崎くらいまでは……

(見附、三条辺りぐらいまでの声あり)

(子育て支援課長) 不妊治療の医療機関に行かれている方が多いのは、長岡の医療機関と、高崎、前橋辺りの医療機関なので、高速代金はちょっと出せないのですが、乗用車の下道の料金を出せるという形になります。

(子育て教育部長) 移動距離は往復で100キロなので、50キロの場所です。

(教育長) 往復で100キロですか。

(子育て支援課長) いいえ、片道です。

(教育長) 片道という言葉がどこかに一言あると良いかもしれません。

(子育て教育部長) 制限のところで記載してはいかがでしょうか。

(教育長) 片道なのか、往復なのかというようなことで、読み手の方も迷いそうな気がするので、移動距離は、片道100キロを上限とすると書いてはいけないのでしょうか。50キロだとどこも行けません。今の件はいかがでしょう。

(委員) これは、高速とか下道関係なくということですか。

(子育て支援課長) 自宅から医療機関までの下道換算のキロ数で判断したいと思います。

(教育長) 高速で直線的になって距離が詰まったとしても高速代は出ないので、そちらのほうが高くつくということですよ。

(子育て支援課長)) はい。

(教育長) 片道は入れなくて大丈夫ですか。

(子育て支援課長) 片道を入れましょう。

(教育長) 入れたほうが誰も迷わなくて済むと思います。ほかの件はよろしいですか。

(発言する者なし)

(教育長) それでは、ただいまの交通費助成についての要綱の制定をご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(教育長) ありがとうございます。議案第5号は承認されました。

議案第 6 号 湯沢町妊産婦健康診査交通費助成事業実施要綱の制定について

(教育長) 議案第 6 号湯沢町妊産婦健康診査交通費助成事業実施要綱の制定について、事務局提案をお願いします。

(子育て支援課長) 議案第 6 号です。似たような名前ですが、湯沢町から遠方ではない妊産婦健康診査の交通費助成事業の実施要綱になります。先ほどの要綱は、60 分以上ですとか、30 キロ以上といったところになるのですが、それに満たない部分の妊婦健診と産婦健診にのみになるのですが、費用の一部を助成するというような事業になります。湯沢町ですと、六日町のインターの近くのひとみレディースクリニックさんに通われる方が結構いらっしゃいます。たかき医院さんも場所によっては、30 キロに満たないという箇所もあって、そのようなところの交通費の一部を助成する要綱になります。

(教育長) これは、距離は関係がないですね。

(子育て支援課長) 遠方に該当しない方です。

(教育長) 先ほどの要綱とかぶるところはないですね。

(子育て支援課長) ないです。

(教育長) ただいまの産前産後の健診関係の助成、交通費助成についての要綱ですが、ご質問、ご意見のある方いましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

(教育長) それでは、ただいまの妊産婦の健診の交通費助成の要綱についてご承認いただける方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

(教育長) ありがとうございます。議案第 6 号は承認されました。

議案第 7 号 湯沢町遠方の産科医療機関等での妊婦健康診査交通費助成事業実施要綱を廃止する要綱

(教育長) 議案第 7 号です。湯沢町遠方の産科医療機関等での妊婦健康診査交通費助成事業実施要綱の廃止について、お願いします。

(子育て支援課長) 議案第 7 号です。先ほど議案第 5 号で妊婦健診に加えて、産婦健診、産後ケア、そして不妊治療が加わったことで一本の要綱を作成したので、今まであった妊婦健診のみの遠方の交通費助成についての要綱を廃止するというものです。以上です。

(教育長) ありがとうございます。先ほどの要綱の制定によって、これまでの要綱は廃止するということの要綱であります。これについても一応承認をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(委員) さっきほどの確認ですが、距離は限度があつて、回数というのも決められているのですか。支給できる回数みたいなものは。

(子育て支援課長) 妊産婦健診については、回数が決められています。議案第 5 号の定義のところに書かせていただいているのですが、第 2 条の (2)、妊産婦健診は母子保健法で決められている出産前の 14 回、産婦健康診査については 2 回、産後 2 週間と 1 か月に行われる 2 回の産婦健診になります。産後ケアと不妊治療に関しては、人によって回数が異なりますので、それに該当した回数という形にさせていただきます。

(委員) 母子手帳の発行時に申請用紙みたものを渡されるのですね。

(子育て支援課長) そうです。あとは、産後ケアとか、不妊治療とかは、受けた後で申請を相談いただきながら申請書をお渡しするという形になります。

(委員) 分かりました。

(教育長) ありがとうございます。今の件は、議案第 7 号とはちょっと関係ないため、改めて議案第 7 号については、ご承認よろしいでしょうか。

(異議なし)

(教育長) ありがとうございます。議案第 7 号まで終了いたしました。

6 協議事項

協議第 1 号 令和 6 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価報告について

(教育長) それでは、(2)、協議事項、協議第 1 号令和 6 年度教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価報告について、事務局、提案をお願いします。

(子育て教育部長) それでは、私から説明いたします。最初に、この報告書の作成根拠については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項において、「教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない」となっております。湯沢町では、毎年 3 月議会に報告し、6 月までの総務文教常任委員会において説明した後にホームページに掲載しているということになっています。また、このたびの報告書は昨年度、令和 6 年度の事務事業の報告書になります。報告の内容につきましては、各担当が実際に行った内容を確認し、報告書を作成したのになります。ですので、この事業をこうしたら良いとか、新たにこんな事業が必要というような報告書ではございません。行った内容、結果を報告するものとなっておりますので、承知していただければと思っています。それでは、1 枚めくっていただきまして、最初の部分だけ読まさせていただきます。湯沢学園では、保小中一貫教育がスター

トしてから、教育委員会、認定こども園、小学校、中学校の連携を深め、家庭、地域と協働して保小中の連続のある教育体制を目指し取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症の影響で、開催の中止や規模を縮小してきました行事、イベント等は、令和6年度から概ね通常の開催となりました。決算額は、児童福祉費で4億9,629万7,000円、教育費5億498万7,000円となり、町決算額に占める割合は11%でした。児童福祉費の内容としては、子育て総合支援費に3,727万9,000円、児童クラブ運営費に1,642万4,000円、認定こども園の運営管理費として1,860万6,000円などとなっております。教育費の内訳としては、学校関係では、奨学金等就学奨励金2,173万6,000円、小学校、中学校にかかる費用として、学園管理費1億5,671万ですか、学園振興費2,661万4,000円、学校給食事業費1億2,713万6,000円となっております。社会教育関係では、公民館費6,016万6,000円、うち全国童画展事業費335万8,000円で、文化財保護費1,857万8,000円のうち、雪国館管理費に1,573万4,000円、生涯スポーツ推進費に2,704万3,000円のうち、湯沢町総合型地域スポーツクラブ「ユースポ！」の地域スポーツクラブ運営に1,294万3,000円を支出しましたというのが大きな内容でございまして、それ以降に各内容、報告、行った事業の報告が書いてありますので、ご一読していただければと思います。また、最後から2枚目に事務事業評価（抜粋）があり、町の主な事業等について、事務事業評価をしております。担当及び担当課自身が自分で評価した後に各部長が集まり、その事業の一つ一つについて評価し、それを基に町長が評価、決定することになっています。こちらに添付してあります評価項目は、この報告書に記載されている事業のうち、関連したものを抜粋しています。また、内容については、基本的に継続という判断になっているところです。また、最初に申し上げましたが、この報告書を作成する根拠につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第26条第1項になりますが、その第2項に「教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る」ということになっており、事前に最終ページにあります、元高校の教員であられました方からご意見をいただいております。この方は、報告書にもありますコミュニティ・スクールの学校運営協議会の委員になられている方になります。また、ご意見は、この報告書の中身ではなく、今後10年に向けてというような課題等について、考え、思いを意見としていただいているということになります。内容については以上になります。

（教育長）ありがとうございました。これは協議事項なので、承認というよりも皆様からご意見をいただいて、また修正点があれば訂正した上で提案していくということになります。いかがでしょうか。

(発言する者なし)

(教育長) 去年のことですよね。

(子育て教育部長) 昨年度です。昨年の9月の議会の決算も終わり、全て確定した後にこの数字が固まっていくということになります。

(教育長) 昨年度はいろんな変更をしました。総合教育会議での大綱を変えたのは去年で、図書館に司書を配置したとか、英検の助成だとか、いろんなことを去年新しく行いました。後ろの点検評価の図書室のところに公民館図書室のことしか書いていないので、もしそこに学校図書館に司書を配置したというあたりも書くのはいかがでしょうか。

(子育て教育部長) これは、決められている内容になっているため、どうこうということではないのです。総務から出てくるものです。

(教育長) 了解です。

(子育て教育部長) 予算に基づく形になっています。

(教育長) 分かりました。では、また委員の皆様からもご一読いただき、何かお気づきのことがあったら、後でも結構ですので、お知らせいただければと思います。

(子育て教育部長) 私が今年初めてだったため、昨年と同様にこのタイミングで行いましたが、9月議会で金額が固まりますので、来年はもう少し早めに行い、皆さんに事前に配付して、2月のこの時期に最終的に見ていただき、修正していただければと思っています。通常1月にこの作業を始めて、2月にこの場で委員の皆さんに諮っていたのですが、それよりも前にできることですので、もう少し早く行いたいと思っています。以上です。

(教育長) ありがとうございます。では、今の点検評価の報告について、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

(教育長) また、何かありましたら、後日お知らせをいただきたいと思います。よろしくをお願いします。では、協議事項はこれでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(教育長) それでは、(3)、報告連絡事項に移ります。

7 報告連絡事項

- ① 来年度の休日部活動及び湯沢中学生地域クラブについて
- ② 各課より報告
 - ・ こども園卒業式について

8 その他

① R 8. 4月の委員会会議開催予定日について

第4回湯沢町教育委員会会議は、4月27日（月）とする。会場は役場3階大会議室で行い、会議終了後総合教育会議を開催する。

② その他

なし

9 閉 会

午前10時48分

以上の会議録が相違ないことを確認してここに署名する。

令和8年3月25日

署 名 委 員 種村 公夫

署 名 委 員 高橋 延次